

障害福祉サービス事業者
地域生活支援事業者 各位

横浜市健康福祉局障害福祉部長

令和2年3月受付分以降の
障害者自立支援給付費等過誤申立書の電子化について（通知）

日頃から横浜市福祉行政に御理解、御協力いただき御礼申し上げます。

この度、各事業における過誤取消業務を円滑に行うため、これまでFAXで受付けていた「障害者自立支援給付費等過誤申立書」について、電子申請システムを通じた申請方法に変更します。

つきましては、下記のとおり御対応をお願いします。

1 変更点

令和2年3月1日以降の受付分から標記過誤申立書の提出方法を変更します。

【提出方法】 電子申請

【提出締切日】 **月の最終開庁日前日 23時59分まで**

※例：令和2年3月の場合、締切は3月30日23時59分です。

※土・日・祝日と重なる場合は、締切は前倒しとなります。

※年末に横浜市が休庁となるのは12月29日からです。

【受付時間】 原則24時間

2 申請方法

電子申請フォームがオープンし、入力が可能となるのは令和2年3月1日を予定しております。

入力可能となりましたら、下記フローのとおり、電子申請における申請者情報の登録を行い、申請者IDを取得していただいた後、過誤申立の申請を行ってください。なお、請求を行うシステム（全国システムまたは、かながわシステム）により申請フォームが2つに分かれますので御注意ください。

具体的な入力方法等の詳細は、2月中旬頃までに電子申請ページ内にマニュアルを掲載する予定ですので御確認ください。

<電子申請による過誤申立ての流れ>

（初回）申請者ID取得 ※1度取得すればその後はID取得の手続きは不要です。

【横浜市トップページ →（「暮らし・総合」内の）電子申請 →申請者情報登録】

URL：<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dStartTempUser.do>

↓

（各月最終開庁日前日まで）サービスに応じた電子申請フォームにより過誤申立の申請

【横浜市トップページ →（「暮らし・総合」内の）電子申請 →「過誤申立」で検索】

下記のうち、該当するフォームを選択し項目に従い入力、申請してください。申請が完了しましたら、受理した旨のメールが届きます。また、照会画面から申請した内容を確認することも可能です。

(1) 全国システム用（全国システムのみ、または全国システム及びかながわシステム請求分）

(2) かながわシステム用（かながわシステムのみ請求分）

↓

（翌月）横浜市が申請のあった過誤申立に基づき、請求取下げ処理実施

必要に応じて再請求を行ってください。

3 例外の取扱い

一つのサービスで申立件数が 30 件を超える場合には、別途 Excel の様式を提供いたしますので、問合せ先まで個別に御相談ください。

4 注意点

- (1) 返戻または保留のものは取下げられません。
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業以外のサービスの請求は取り下げられません。
- (3) 上限額管理に該当する場合の過誤申立てについては、別紙を御確認ください。
- (4) 移動支援及び入浴サービスについては、今回の電子化により提出締切が変更となりますので、御注意ください。
- (5) 再請求が必要な場合は、過誤申立申請をした月の翌月の請求期間に行ってください。

5 経過措置

令和 2 年 3 月 31 日までは F A X による提出の場合でも申請を受け付けます。ただし、4 月 1 日以降に F A X により提出されたものについては、請求取下げを正確に行えない場合がありますので、必ず電子申請により行ってください。

問合せ先 横浜市 健康福祉局

【居宅系・入浴サービス】	障害福祉課事業者育成担当	TEL : 671-2402
【移動支援】	障害福祉課移動支援係	TEL : 671-2401
【計画相談】	障害福祉課地域活動支援係	TEL : 671-3602
【短期入所・日中一時支援】	障害支援課在宅支援係	TEL : 671-2416
【地域活動ホーム】	障害支援課在宅支援係	TEL : 671-2416
【グループホーム】	障害支援課事業支援係	TEL : 671-3565
【施設入所・日中活動】	障害支援課事業支援係	TEL : 671-3607